

安浩相の教育活動に関する研究

—— 1945 年から 1950 年までの時期を中心に ——

高 城 建 人

京都大学大学院 人間・環境学研究科 共生文明学専攻

〒 606-8501 京都市左京区吉田二本松町

要旨 本研究は、韓国の初代文部長官（日本の文部科学大臣に相当）である安浩相^{アン・ホ・サン}の教育思想の実現に関する研究である。具体的には 1945 年（日本の植民地支配から解放された年）から文部長官に就任する 1948 年までの教育に関する安浩相の考えを分析し、文部長官に在任した 2 年間にかけて自らの考えを実際の政策及び法律の実現に向けてどのように行動し実現させたのかを検証することである。

筆者は、安浩相の考えは、教育法の制定や学生団体の設立において多くが実現されたという仮説を提示した。同仮説に基づいて分析を行った結果、6・3・3・4 制の学制や「弘益人間」概念の導入、民族主義教育や義務教育について一貫した考えを持っており、実際の法律制定や政策としての文盲退治運動とハンゲル使用の奨励、学徒護国団の設立において彼の考えが反映されたことが明らかになった。

1. は じ め に

本研究は、韓国の初代文部長官（日本の文部科学大臣に相当）である安浩相（1902-1999）の教育活動に関する研究である。具体的には 1945 年から 1948 年までの安浩相の教育思想を分析し、文部長官に就任した 1948 年から辞任するまでの 2 年間にかけて実際の法律及び政策で自らの考えをどのように実現させたのか、教育思想に関して他の教育関係者との違いは何かを明らかにすることを目的とする。

2. 先行研究分析と問題の提起

2-1 先行研究の状況と問題点

解放から建国初期にかけての安浩相の教育思想を分析した研究はハ・ユシク（2003）、延定恩（2003）、キム・ハンジョン（2006）、ウン・ヒニョン（2014）の研究が挙げられる。ハ・ユシクの研究では、彼が文部長官就任後に標榜した一民主

義というイデオロギーに焦点をあて、同イデオロギーの中での彼の教育に関する記述を重点的に分析している。キム・ハンジョンの研究は、安浩相が古くから存在した「弘益人間」やかつて朝鮮半島に存在した王朝である新羅の「花郎徒」思想など韓国固有の思想を頻繁に用いた点に注目し、彼の考えは民族主義の色彩が強いものだということを明らかにした。また、延定恩とウン・ヒニョンは、彼が 1930 年代にドイツのイエナ大学に留学したことに注目して彼の思想はファシズム（ヨン・ジョンウン）とヘーゲル哲学（ウン・ヒニョン）から大きな影響を受けたことを明らかにしている。これまでの研究を通じて安浩相の教育思想はドイツ哲学（観念論・国家有機体説）と韓国固有の思想（「弘益人間」と「花郎徒」思想）が合体した独特なものであったことが明らかにされた。

しかし、従来の先行研究においては、筆者が把握する限り、次の 2 点の問題がある。

まず、彼の考えが文部長官在任時に制定された教育法及び在任時に行った政策においてどれほど反映されたのかを分析した研究がすくない。キ

ム・ハンジョンの研究においては、彼の教育思想の特徴と分析にのみ焦点をあて、文教部長官就任後の彼の活動については扱っていない。ハ・ユシクと延定恩とウン・ヒニョンの研究も文教部長官に就任したあとの彼の活動について簡略に書かれているだけであり、彼の思想のどういう点が実際の政策に繋がったのかという分析が十分になされていない。

特に学制といった実務的な課題に対して安浩相がどのような考えを持っており、同時期に文教部が制定した教育法草案とその後の国会での審議過程及び実際の教育政策において安浩相が自らの考えの実現に向けてどのように動き、彼の考えがどれほど反映されたのかについては全く言及されていない。安浩相は教育思想家だけでなく、初代文教部長官として学制など実際の教育制度と教育法の制定に大きく関わっていたので、文教部長官就任前後の彼の考えと実際の行動との繋がりを明らかにする必要がある。

次に、他の教育者と比べてどういう点が特徴的で違いはなにかについての分析が行われていない。ハ・ユシクとヨン・ジョンウンの研究は安浩相の教育思想と教育活動に焦点をあてたのみで他の教育家や教育勢力との教育思想の違いについての分析は行われていない。キム・ハンジョンとウン・ヒニョンの研究でも米軍政時の主要教育勢力であった韓国教育委員会と距離を取っていたという簡略な記述のみで彼らと安浩相の考えは具体的にどう違っていったのかについての分析は行われていないという問題がある。

2-2 仮説提示・仮説の検証資料

先行研究での問題点を踏まえて筆者は、①安浩相は子供の個性と自由よりも全体の協調と調和を重視し、国家のための自己犠牲を強調する国家主義的な教育思想を持っており、子どもの自立や個性を尊重する米国の教育思想から多くの影響を受けた他の教育関係者たちとは考えを異にしていたこと、②彼の考えは今日の韓国の教育の特徴と根幹となっている教育法の制定、学生の身体鍛錬と思想統一及び国家のための自己犠牲を強調する国家主義の色彩が強い学生団体である学徒護国団の

設立や朝鮮民族の固有性や愛国を強調する民族主義教育、身分と性別に関係なく平等に教育を行う義務教育など、実際の政策において多くの影響を及ぼしたのではないかという仮説を提示する。

使用する資料としては安浩相の著作だけでなく、国会議事録や国務会議録、当時の新聞記事などの1次資料を用いる。方法論としては1次資料を実証的に分析する歴史学のアプローチを取ることにする。

3. 研究の意義

韓国の建国初期は、教育制度面に関して韓国の基礎付けが行われていた時期である。例えば同時期に導入した教育法は、1996年に全面的に改正されるまで、長らく韓国教育の基盤となる。

同法律の内容制定に大きな影響を及ぼしたのが安浩相である。彼は米軍政期に導入された教育改革の一部を継承しつつも同時期に行われた個人主義及び自由主義教育に関しては反対の立場を示し、愛国心の強化や国家に対する自己犠牲の強調などといった国家主義の色が強い内容を法律や教科書の記述に盛り込んだ。また、彼は共産主義に対抗するためには青年の精神と身体の鍛錬が重要であると主張し、すべての中学、高校、大学を対象とした訓練団体である学徒護国団を結成させる。学徒護国団と教育法はそれぞれ1986年、1997年に解散・改正されたが、同団体と同法律で行われた訓練や教育は形を変えて今日においても続いている。したがって文教部長官に就任する前後の安浩相の考えと就任後の実際の行動を探ることによって現代韓国の教育の起源と特徴を知ることができることが本研究の意義である。

4. 文章構成

本稿は、安浩相の教育思想は他の教育者と比べて教育に関してどのような特徴を持ち、自らの考えの実現に向けてどのように行動したのかを問いとする。その問いを検証するために5章では、安浩相が文教部長官に就任する以前（1948年以前）の韓国の教育状況について述べる。6章では米軍

政期の教育に関する彼の考えを分析する。7章では文教部長官就任後の安浩相の教育に関する主張と実際の政策との関係、教育法の制定過程に対する安浩相の関わりについて述べる。

5. 大韓民国建国（1948年）以前の 朝鮮半島の教育状況

5-1 朝鮮時代末期及び日本の植民地時代の教育状況

朝鮮半島において近代的な教育制度が導入されたのは朝鮮時代末期になってからである。19世紀末に宣教師を中心に多くの私立学校が設立され始め、1908年までにおよそ5000校余りの私立学校が朝鮮半島に存在するようになる¹⁾。政府も学校の教育に積極的に力をいれるようになり、1895年の小学校令など教育に関する様々な法律を發布するようになる。朝鮮時代末期に行われた近代的な教育政策は日本の植民地時代にも引き続き行われるようになる。1910年に朝鮮を植民地にした日本はその後4回（1911、1922、1938、1943）に分けて教育制度の改正を行い、人々に就学の機会を拡大させていった。

しかし、朝鮮時代末期と植民地時代に日本が行っていた教育政策にはいくつかの問題点が存在した。例えば無償教育ではなく、有償教育であったので、教育の機会は実質的に富裕層に限られていた²⁾。

教育内容や関しても問題点が存在していた。教育制度を改正していくにつれ、韓国の伝統を抹消し、日本に従順な皇国臣民を養成するための教育が施され、軍事訓練や暴力的な教育方法が行われていた³⁾。

5-2 米軍政期の教育政策（1945-1948年）

朝鮮半島における日本の統治は1945年8月の日本の敗戦により突然終わりを告げるようになる。日本の敗戦後から1ヶ月後の1945年9月8日には、米軍が朝鮮半島南部に上陸し、同日にジョン・ホッジ中将を中心とした米軍政を実施する⁴⁾。朝鮮半島南部における米軍の統治はわずか3年で終了したが、同期間中に教育に関する様々な改革が

実施された。

教育の重要性は米軍政も理解していた。米軍政が発足した二日後である9月11日にホッジは施政方針の中で日本の敗戦によって休学していた教育機関を再開させるとし⁵⁾、さらに5日後の9月16日には当時の軍政長官であったアーノルドは9月24日からまず国民学校を開校していくという考えを表明する⁶⁾。

米軍政の教育政策の基本目標は、積極的な教育を通じて韓国が米国のような民主主義理念に基づいた国家になるようにすると同時に共産主義国家に対抗する反共国家を作り上げることであった⁷⁾。1945年9月には、軍政庁の学務局において当面の教育方針として①教育における日本軍国主義的色彩の排除②自由・自覚の精神の涵養③民主的教育理念に基づく民主的教育の実施などを実現していくと表明する⁸⁾。

同目標を実現させるために米軍政は、自らの方針に近い米国留学の経験をもつ教育者たちを中心とする韓国教育委員会と密接な関係を持っていく。韓国教育委員会は構成員において米国の留学生が多かった背景から個人主義や児童中心教育といった米国の教育制度・理念の標榜したのが主な特徴であった。

米軍政が導入したのは米国式の個人主義教育であった。米軍政府は、個々の児童を中心とする個人主義に立脚して個人の全人格的な表現活動を教育の基本課程として設定し、それを通じて新しい民主国家を樹立しようとした⁹⁾。教育科目に関しては、初等教育と中等教育において修身の授業が廃止され、新たな民主的市民を養成させるための学習として社会生活科を設置する¹⁰⁾。さらに教科課程の改編とともに教育方式も詰め込み式、暗記重視の教育から児童の想像力や創意力の養成といった児童中心、生活中心教育へと変わっていった¹¹⁾。米軍政期では朝鮮教育委員会が中心となって同政策を実施した。

米軍政は反共主義をも徹底させた。反共主義を徹底させるために米軍政府がまず行ったのが人事任命の時の過去の活動の調査であった。米軍政府は公職者の任命時に徹底した身分照会を行っていたが、共産主義的思想背景の有無が不適格者基準

の主要な案件として作用した¹²⁾。

韓国教育委員会の主な活動は教育理念の導入と学制の改編及び義務教育制度の審議であった。米軍政庁の指令の下、同委員会を中心として結成された朝鮮教育審議会においては韓国の教育理念に関する審議が行われ、1945年12月20日に韓国の教育理念として「弘益人間」という概念を導入することが決定される¹³⁾。さらに学制に関しては、植民地時代に行われた日本型の複線型の代わりに米国型である6・6・4の単線型¹⁴⁾を採択する¹⁵⁾。

しかし、米軍政府時の教育改革は、義務教育が法律によって明示されてはいなかったもので、義務教育を根付かせるためにはすべての国民に教育を受けさせるよう法律を整備する必要があった。米軍政府時に行われた諸改革により、就学率は上昇したものの、法律の制定など追加的な措置が必要であった。

6. 米軍政府時代の安浩相の考えを表す 言説・活動

米軍政府においては同軍政が設置した韓国教育審議会を中心に教育に関する様々な改革が行われたが、安浩相は同審議会の反共教育政策には賛意を示しつつも、西洋の教育理念と教育政策を導入したことに関しては徹底的に批判していくようになる。安浩相は中道派と民族主義者が大きな比重を占めていた朝鮮研究者協会に所属しており、民族中心の教育政策を唱えて韓国教育委員会とは距離をとっていた。

解放後、教育に関して安浩相が自らの考えを本格的に表明したのは、1946年1月以降である。彼は『革命』という雑誌において「建国期の教育論」という題目の記事を掲載し、教育の重要性を力説している。同記事において彼は教育の機会均等にしなければならないとしている。才能があり、優秀なものが大学に行けないことは公正ではない。韓国の新しい教育は家庭事情に関係なく、優秀なものは国が責任を持って彼らを中学や大学に行かせるべきだとしている¹⁶⁾。ここで義務教育という言葉は直接出ていないが、貧富の差や性別に関係なく教育の機会を公正に与えるべきだとした点で安浩相は既に解放初期から義務教育の考えをもって

いたのではないかと考える。

さらに1948年7月には、『新教育』という雑誌において安浩相は、「民族教育を掲げる」という記事を投稿し、民族のための犠牲と努力を強調している。

私たちは私個人でも私の家族でもなく、私の階級でもない。ただそのすべてが全体で主体であるわが民族であり、また私たちは他国のためではなく、私たちの祖国のために働き、努力すべきである¹⁷⁾。

さらに彼は同記事において民族教育を重視すべきであると述べている。彼によれば、民族教育は人を人としてすなわち「全人間」になるようにする教育であり、過去のすべての教育を発展させたものであると同時に未来のすべての主義の教育の根本土台であるとしている。彼は文教部長官就任後、民族教育という言葉頻りに用いたが、すべての党派性と階級による差別を排除し、民族全体のための教育という意味合いで用いたのである。

学制に関する安浩相の考えが表れているのは、1948年8月には、『大潮』という雑誌での「民族教育の方向」記事である。同記事で初等教育に関して彼は、初等教育の6年間は義務教育にする必要があると述べると同時に、初等教育を修了した人の大多数が社会に出ることを踏まえ、5年か6年時に分科別に分け、中学に行かない児童には社会生活に役立つ技術や実務を多く教えるべきだとしている¹⁸⁾。中学に関しては、中学6年間の期間が長いとして問題視している。短い期間で多くの人材が動員して建設する必要があるが、施設と教員が不十分なので、中学6年制の実施は現実的に難しいとしている。しかも貧しい人たちは、経済問題で中途退学者が増えてしまう可能性もある。したがって現在の初級中学をそのままにするか、もしくは4年制にするか高級中学を廃止して高等専門学校をおく方が適切だと提言する。中学と高等学校を分離した方が教育上でも経営上でも合理的で有利であるので、高等専門学校を作るにおいて大学を目標とする学校と実業を目標として専門知識を教える学校の2つを作ることができる

とする¹⁹⁾。大学に関しては、大学を4年制にすることに懸念を表明する。経済にゆとりがあり、国家の産業と技術力が十分に発展した国では4年でもいいが、今の韓国の状況では4年にするのは大学教育の低下を意味する。なぜなら4年という長い歳月では、いくら優秀でもお金のない学生は、大学に行くことがむずかしく、仮に行けたとしても途中で退学する可能性が高いからだとする。中学と高校を分けるべきだという彼の考えは、後に提出する教育法案でそのまま実現されていく。

さらに彼は「弘益人間」という韓国の固有の理念に強い愛着を持っており、解放後同理念を韓国の教育理念として採択していくように積極的に動いていく。彼が韓国教育委員会とは距離を取っていったことは既に述べたが、教育理念や教育制度を定める朝鮮教育審議会では教育理念の導入に積極的に関わるようになる。韓国教育委員会の主要人物の一人で後に安浩相の後に2代目の文教部長官に就任する白樂濬が教育理念としての「弘益人間」の導入を提案したあと、安浩相はかつての歴史と結びつける彼独特の持論を述べて賛成を表明する²⁰⁾。他の審議会のメンバーの間の多くは「弘益人間」という概念を知らず戸惑いの声も多くあった²¹⁾。しかし、特に目立った反対はなかった。結果として「弘益人間」の理念が韓国の教育理念として採択されることになる²²⁾。文教部長官就任後の安浩相は、米軍政期に暫定的に導入された教育理念であった「弘益人間」概念を独立後に制定された教育法に正式に盛り込まれるように積極的に動くようになる。

7. 文教部長官就任後の安浩相の教育活動

7-1 文部大臣在任中の安浩相の言説

このように米軍政時の安浩相は、アメリカの教育理念と教育制度の導入をはかる朝鮮教育委員会とは距離を取って、韓国固有の教育を重視する民族主義教育を唱えていた。米軍政期には朝鮮教育委員会が主流を占めていたので、彼は韓国の教育界におけるアウトサイダー的な存在であった。そんな彼に転機が訪れたのは韓国初代大統領であった李承晩の指名で韓国の初代文教部長官に就任し

た1948年である。

文部部長官就任後においても安浩相は教育に関する自らの考えを積極的に表明していく。例えば1948年10月5日に行った施政方針においては、朝鮮時代やその以前に行われた中国に対する崇華思想によって民族文化が損なわれたとして過去の時代を批判し、そういった過去の問題点を踏まえて民族意識を高めるために民族教育を行う必要があると主張する。民族意識を高めるためには国民教育を徹底させ、日本の植民地時代に行われた諸弊害をなくし、民族思想を高める必要があると述べている²³⁾。さらに同年の12月においては、文教部主導で1949年から1956年を義務教育の準備期間とする義務教育完成6か年計画を建て、50年代初めまでに義務教育制度を完成させる予定であることを宣言する²⁴⁾。

文教部長官就任後、安浩相が自らの考えを集成したもののが1950年1月に発行した『一民主義の本質』という著書である。同著の特徴は①平等教育②外国思想の批判と民族固有の思想の強調である。

まず、最初の特徴が平等教育である。同著において彼は、いくら互いに別の政党に属したとしても朝鮮民族はみな1つの民族であり、仮にお互い違う出身だとしても皆同じ一つの国民であるので、すべての党派から脱し、ただ民族のためにするには必ず一民の精神を徹底させる必要があるとし、それは教育を通じてのみ実現されるのであると述べている²⁵⁾。しかし彼は、過去の教育は党派的で差別的であったと批判する。過去の批判において彼が持ち出したのが男女差別と文字の差異と身分差別である。彼によれば、これまでの教育において教育は男子の専有物ようになっており、また男子には漢文を中心に、女子にはハングルを中心に用いて文字の種類まで分裂したと指摘している²⁶⁾。また、教育は階級の高い両班のみがやるものであって身分の低い常民はやる必要がないという考えが社会に蔓延していたと指摘する²⁷⁾。過去においては、教育を階級的で党派的に行った結果、いろいろな悲劇を招く結果となったと主張し²⁸⁾、それを是正するためには性別などに関係なく平等に教育を施すことが重要だとする。

次の特徴が外国思想の無批判的な受容の批判と民族固有の思想、文字使用の奨励である。彼は過去のどの期間の教育においても民族の自主性と特殊性を無視して他国のものを真似ることだけをしたとして過去に行われた教育を批判している。新羅以前までなら花郎徒（新羅で10世紀まで続いた軍事的訓練を行った青年組織）の精神によって民族を教育させてきたが、その後は主に仏教と中国の思想で教育させてきたとし²⁹⁾、さらに高麗時代の末期には儒教思想が入り、朝鮮時代になるとすべてのものが中国式に変化し、韓国国民の精神はなくなったと述べている³⁰⁾。儒教が韓国の民族精神を徹底的に抹殺したので、滅亡（1910年の韓国併合）に至ったと同著は指摘している³¹⁾。こうした過去を踏まえた上での解決策として彼は、外来の思想をもう一回冷静に批判しなければならないとしている³²⁾。

韓国固有の思想として安浩相が持ち出したのが先述した「花郎徒」精神とその精神のもととなった「弘益人間」精神であった。彼は花郎たちが各々の利益ではなく、人々を大きく有益にさせる（弘益人間）精神に基づいて行動していたので、義理のために命も厭わなかったとして彼らの護国精神を称えている³³⁾。すなわち、彼は国家と一民（ひとつの民族）のための献身と自己犠牲の精神を強調してきたが、それに見合う精神として「花郎徒」精神を強調したのである。

文教科長官就任後の彼の文章において「弘益人間」という言葉が登場するのは、1949年6月に『新教育』という雑誌において「わが国の進路と文教行政の指向」という記事である。彼は韓国の教育理念は「弘益人間」であるとし、その意味について説明している³⁴⁾。

安浩相の教育思想の更なる特徴は、個人主義批判である。個人主義に対して懐疑的な安浩相の考えは、1949年10月5日発行『週報』の「安文教科長官の訓話」という記事においても表れている。

同記事においての特徴は、共産主義や資本主義だけでなく、個人主義をも批判していることである。彼によれば、個人主義では人々は生きることができないと主張する。個人主義とは動物的な生活であり、動物的人間だけが個人主義の人間にな

ると指摘する。彼は、個人主義では民族と人類が生きることができないとして同主義を批判している³⁵⁾。個人主義批判は他の教育関係者と異なる彼の特徴であった。

先述したように、『一民主義の本質』という著書では過去の教育についての批判を行っていたが、同様の安浩相の批判は、1949年9月7日発行の『週報』でも表れている。「教育理念の確立」という題目の記事においては、日本の植民地時代と米軍政時代の教育理念を紹介し、両者の問題点を指摘する。

日本の植民地時代に日本が韓国に対する領土的野心を実現するために教育上で標榜した理念が内鮮一体などの皇民化政策であったと指摘する。日本の植民地時代の教育においては、学校で日本語の学習が行われ、国史としては日本の歴史が教え込まれていた。修身という授業においては、国体に関する教えが施されていたが、日本が行った教育政策は、民族意識を抹殺し、民族に対する悪い感情を持たせて民族全体に関して否定的な影響を与えたとする。すなわち、日本の教育政策は、民族意識を抹殺し、事大主義思想を植え付けて日本の実力を過大評価させ、自発的に彼らの植民政策に従属させるようにすることを目的としたものであったと彼は主張する³⁶⁾。

米軍政期の教育の目的は民主国家の一員として自立できる能力を養成するためのものだとしている。しかし、当時の学生は学習の自由を悪用して無責任な自由の道を志向して学業を疎かにし、教員の教育的立場と教権を蹂躪して学園は一大修羅場になったと批判している³⁷⁾。その記事では、学園が修羅場が具体的にどういうことかは書いていないが、恐らく左翼の扇動活動に伴う学園のストライキではないかと推測する。安浩相は米軍政期の無分別な自由政策がかえって混乱を助長したと問題視したのである。

日本の植民地時代の教育と米軍政時代の教育に照らして彼は、もっと躍進的で真正なる韓国の教育を施す必要があると主張する。民主主義民族教育の理念のもとで教育の目的は弘益人間の理念のもとで人格を完成させ、愛国精神が強くなり心身が健全な民主的民族国家の国民を育成させることが教

育の目的であると彼は主張する。この記事から個人の自由よりも愛国精神を強調する彼の考えがはっきり見て取れる。

日本の植民地時代の皇民化教育が韓国人の反感を買い、米軍政期に行われた民主主義が学園を混乱させたので、民主主義民族教育の理念の下で科学教育の奨励し、民主的原則で教育機会の均等と義務教育の推進を通じて民族文化の向上などを目的とすると述べている³⁸⁾。

安浩相が日本の植民地時代だけでなく、米軍政時代の教育をも批判した背景には、米軍政時に彼が取っていた行動と関係がある。解放後米軍政は、韓国教育委員会を通じて韓国社会に教育を普及させようと試みた。安浩相は韓国教育委員会と距離を置き、民族教育を重視する朝鮮教育研究会に所属していたが、同研究会に所属する人々は米国式の個人主義教育には従わないと宣言し民族本位の教育を実施すべきであると主張していた³⁹⁾ことが原因だと考えられる。

他方で安浩相は国を守るためには青年の身体の鍛練と思想統一が重要であると述べている。例えば文教部長官に就任する直前である1948年7月に彼は、『白民』という雑誌において「学生と思想」という記事を連載する。同記事においては、現代の世界での争いは銃や刀によるものではなく思想と精神の争いであるとして思想の重要性を強調している。同記事において彼は、思想的征服と武力的征服の両方を紹介している。彼によれば、他国の思想を鵜呑みにして生きる人は結局他人に征服されて滅んでしまうので、人は自分の思想と精神に基づいて生きなければならないとしている。彼は武力の征服よりも思想の征服がもっと恐ろしいのだとし、その証拠として先述した中国の事例などを述べている⁴⁰⁾。そうした点を踏まえ彼は、外来の思想に盲目的に従事するのではなく常に批判的な態度を取ると同時に民族思想を徹底させるべきだと述べている⁴¹⁾。外来思想の無批判的な受容に対する彼の批判は先述した『新教育』という雑誌における「民族教育を掲げる」という記事でも述べられている⁴²⁾。

教育に関する安浩相のこれまでの記述を踏まえてみると、彼の教育思想の特徴は民族（朝鮮民族）

や国家を至上価値に置き、諸個人の自由を軽視する国家主義的な特徴を持つものであったと考える。例えば『一民主義の本質』での著書における自由に関する記述に関して彼は、「自分だけが自由になれるからといって他国の強制的な命令は退く考えがなくただ単に自分の国と自分の民族の間の命令だけを退くと、それは諸民族や諸個人を全て他の強制的奴隷に手を貸すことにすぎない⁴³⁾」とし、個人の自由と利益よりも民族と国家を優先した。当然彼は両者が相反する場合は国家のための犠牲を優先している。彼は、思想団結と自己修練によって国家のために働くことができる健全な青年を育成することが教育の目的だと考えた。彼の教育思想は、軍事教練や修身など国家主義的な教育内容や科目を廃止し、子どもの自由と自立及び多様な思考を育ませることが教育の目的だという米国の教育思想とは明確に違うことが見て取れる。安浩相が他の教育勢力（特に韓国教育委員会）と距離を取った最大の理由はこういった教育に対する彼らとの考えの違いによるものだと考えられる。

7-2 文部大臣在任中の安浩相の政策

安浩相が文教部長官に就任して実施した政策が学徒護国団結成と文盲退治運動、ハンゲル奨励である。

青年の身体鍛練と思想統一を図るために安浩相を中心に立ち上げた組織が学徒護国団である⁴⁴⁾。学徒護国団結成の背景となったのは、建国直後に続いた国内治安の悪化であった。例えば建国直後の1948年10月には、韓国の麗水・順天という地域での軍事反乱や共産党員（南朝鮮労働党）による全国各地でのパルチザン活動など、左翼による軍事反乱が相次いだ。

各地での反乱を契機に李承晩は、反共主義の展開、反共国民団体結成、反共主義の実践などの反共活動を強調していく。また、鎮圧後の29日に行われたインタビューにおいては、反乱の收拾対策としてすべての青年団体を合体させ、民兵を組織させる考えを示す⁴⁵⁾。国会においても時局対策として国内のすべての青年団体を解体し、青年たちを中心に郷衛団を組織して軍事訓練を行うことが提案された⁴⁶⁾。そして1948年12月にはすべての

青年組織を統合した大韓青年団が結成される。

青年団体を組織させる李承晩政権の方針は学校にも及んだ。1月23日に学徒護国団の組織要綱が出され、その翌月である2月18日から結成が開始される⁴⁷⁾。2月26日には慶尚南道において3月8日にはソウルで結成式が行われる⁴⁸⁾。さらに4月22日には本部である中央学徒護国団の結成式が行われた⁴⁹⁾。

学徒護国団が結成されたあと、韓国政府は、政府刊行物と民間雑誌などを通じて同団体を宣伝していく。例えば4月27日に発行された『週報』においては、青年は国の宝であると同時に国家の砦であるので、韓国の存亡は青年学徒（ママ）の健全の度合いに関わっているとし、学生たちの思想統一と団体の訓練を通じて愛国心を培養させる目的のために学徒護国団を結成したと述べている⁵⁰⁾。また1949年5月には、文教科長官である安浩相が『朝鮮教育』という民間雑誌において「学徒護国隊結成の意義」という題目の文章を投稿し、学園の民主化を図ることが同組織を設立した根本目的だとしている⁵¹⁾。さらに政府は『護国学徒』という雑誌を通じて学生たちの心理と行動を統制しようと試みる。

学徒護国団の結成と同団体内の思想統一に大きな役割を果たしたのが当時の文教科長官であり、同団体の団長をも務めていた安浩相であった。4月22日に行われた中央学徒護国団の結成式においては、「花郎徒の気迫と崇高な3・1独立運動精神を継続して発揮し、すべての反民族的な行動と反国家的な思想を徹底的に破壊し、国土統一と祖国防衛に献身する」という宣誓が行われる。同結成式においては彼が唱えていた花郎徒思想が登場した点に同団体の基本理念の結成に対する安浩相の考えが反映されている。

さらに先述した『朝鮮教育』という民間雑誌に安浩相が投稿した「学徒護国隊結成の意義」という題目の文章では、民主主義を実践するためには民族の団結が先決条件であり、そのためにはまず、思想の団結が重要であるとしている。これを実行するためには青年の精神部隊である学徒の思想統一が重要であり、学徒の思想統一なくして真の民主主義の到来は期待できないとしている。国家と

民主主義は不可分の関係であり、国家があってこそ民主主義があるという国家優先の国家主義思想が彼の特徴であるが、国家を守っていくためには共産主義に対抗できる思想の統一が急務であるというのが彼の主張であったのである。1949年の12月には学徒護国団以外の学生団体は解散すべきであると警告し、すべての学生団体を学徒護国団に統合させるという考えを披露する⁵²⁾。

この学徒護国団は、戦前日本の軍事教練やナチスドイツのヒトラーユースに近いものであった。米軍政期においては、軍国主義教育の代表例としたとして修身とともに軍事教練の教育は廃止されたが、安浩相は青年の思想団結と身体鍛錬、愛国心の涵養という名目で学徒護国団を設立したのである。学徒護国団の設立は国家・青年・教育に関する安浩相の考えがはっきり表れたものであり、米国の教育を重視する他の教育関係者の考えと顕著な違いを表す代表例であった。安浩相は、当時の国内治安の悪化という自身の教育思想の実現にとって有利な追い風を利用して自らの考えを実行に移したのである。

学徒護国団は李承晩政権が崩壊した1960年に一時的に解散したが、朴正熙政権（1961-1979）末期である1975年に再び復活し⁵³⁾、全斗煥政権（1980-1988）末期の1986年まで続くようになる。

義務教育の導入や学生の思想統一とともに安浩相と文教部が力を入れていたのが、文盲退治事業であった。文盲退治事業において彼らが重視していたのが、成人教育であった。児童の義務教育に向けて1949年から教育法の制定の準備が進んでいたが、それと同時に学習年齢が過ぎて義務教育の対象ではないひとたちにも教育を受けさせるように様々な対策も打ち始めた。例えば1949年に文教部は、文盲退治事業の一環として30歳以上50歳以下の成人を対象にハンゲル教育を実施している⁵⁴⁾。1949年12月に教育法が制定されたが、同法案では十分な教育を受けなかった成人についても触れ、性別に関係なく初等教育を受けなかった40歳以下の文盲者を公民学校の成人班に編入させ、義務的に200時間の教育を受けさせるようにした⁵⁵⁾。政府や文教部の努力によって文盲者数は徐々に減り始め、1950年から1953年の3年間で

500 万人⁵⁶⁾ から 240 万人⁵⁷⁾ まで減るようになる。

安浩相は文教部大臣就任前から学生思想団結や教育差別撤廃、男女平等教育とハングル使用の奨励を主張していたが、文教部長官に就任したあと学徒護国団や文盲退治運動、性別に関係なくすべての門盲者を対象としたハングル教育の実施を通じて自らの考えを政策として実現させていったのである。

7-3 教育法の制定過程と安浩相の関わり

教育制度の準備が本格的に進展していくようになるのは、1949 年に入ってからである。1949 年 2 月には、教育基本法、学校教育法の内容が確定し、①民主主義民族教育を根本理念とする教育制度の確立②階級に関係なくすべての人に教育の機会を付与③科学・実業・師範教育に重点④成人教育と社会教育の奨励⑤6・3・3・4の学制の導入と4月入学の4点を基本骨子とすることが文教部内で決定される⁵⁸⁾。さらに翌月の1949年3月30日には、国務会議において文教部が作成した学校教育法案及び教育基本法案を国会に提出することが決定される⁵⁹⁾。

文教部で作成した草案においては安浩相自身が従来考えていた教育理念の多くが反映されていた。例えば安浩相は西洋の個人主義教育を批判し、民族という概念を強調してきたが、草案においても民族教育や民族文化など、民族の言葉が条文の多くに用いられている。さらに教育理念においても彼の持論である弘益人間という概念が記されている。他方で大学4年制に懐疑的だった従来の考えを改め、米軍政期に導入されていた6・3・3・4の学制を支持するなど実際の状況に合った教育政策の実施を試みた。大学4年制にしたのは学制変更による混乱を懸念した彼の現実主義的な考えによるものだと考える。

しかし、文教部草案は国会に提出するとすぐに大きな反発に直面する。問題になったのが教育法の内容についてであった。3月30日に国会に提出された後、条文内容の検査が行われたが内容を照らした結果、日本の教育関連法案をそのまま真似たという批判を受けたのである。日本の教育基本法と文教部の教育基本法草案を比較したものが図の1である。

表Ⅰ：文教部草案と日本の旧教育基本法の比較⁶⁰⁾

文教部草案	日本の旧教育基本法
前文：我々は既に大韓民国憲法を制定し、民族の団結によって民主独立国家を再建し、国民生活の均等な向上と恒久的な国際平和の維持に向けて努力することを宣布した。この国家理想を実現させるためには民族教育が根本となる。我々は国民各自の価値と尊厳性を認識してその人格の完成に努めると同時に大韓国民としての責任と使命を自覚して文化の創造発展に貢献する民主的で民族的な教育を徹底的に普及させなければならない。したがって私たちは大韓民国憲法の精神に基づいて民主的民族教育の理念と原則を明示し、新しい韓国教育の基本を確立するために法律を制定する。	前文：われらは、さきに、日本国憲法を確定し、民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意を示した。この理想の実現は、根本において教育の力にまつべきものである。われらは、個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成を期するとともに、普遍的にしてしかも個性ゆたかな文化の創造をめざす教育を普及徹底しなければならない。ここに、日本国憲法の精神に則り、教育の目的を明示して、新しい日本の教育の基本を確立するため、この法律を制定する。
第一条：教育の目的は弘益人間の建国のもとで人格を完全にさせかつ愛国精神が徹底し心身が健全な民主的民族国家の国民を育成させることにある。	第一条（教育の目的）：教育は、人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたつとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。
第二条：教育の目的を達成させるためにすべての機会とすべての場所で行う教育は、真理探究の自由を尊重し、生活を基礎としなければならない。個性の自由な発展を図ると同時にお互い強調して民族文化の向上に貢献するものでなければならない。	第二条（教育の方針）：教育の目的は、あらゆる機会に、あらゆる場所において実現されなければならない。この目的を達成するためには、学問の自由を尊重し、実際生活に即し、自発的精神を養い、自他の敬愛と協力によって、文化の創造と発展に貢献するように努めなければならない。

文教部草案	日本の旧教育基本法
第三条：すべての国民は信仰、性別、社会的身分、経済的地位などによる差別なくその能力に応じて均等に教育を受ける機会を持つ。	第三条（教育の機会均等）：すべて国民は、ひとしく、その能力に応ずる教育を受ける機会を与えられなければならないものであつて、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学困難な者に対して、奨学の方法を講じなければならない。
第四条：国家及び地方公共団体は才能を持つものの、経済的な理由で就学が困難な者に対して適切な奨学の方法を工面しなければならない。	三条で記入済み
第五条：国民は保護する子女に <u>6年間の義務教育</u> を初等教育を受けさせる義務がある。	第四条（義務教育）：国民は、その保護する子女に、九年の普通教育を受けさせる義務を負う。国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料は、これを徴収しない。
（男女共学の条項なし） 第六条：学校は国家地方公共団体及び法律が定める法人のみが設立することができる。	第五条（男女共学）：男女は、互に敬重し、協力し合わなければならないものであつて、教育上男女の共学は、認められなければならない。 第六条（学校教育）：法律に定める学校は、公の性質をもつものであつて、国又は地方公共団体の外、法律に定める法人のみが、これを設置することができる
第七条：国家及び地方公共団体は教育内容の充実をはかりつつも特に <u>実業教育と科学教育に重点を置かなければならない</u> 。工場、事業場（ママ）その他の実業教育もしくは科学教育に必要な施設はその事業や研究の妨げにならない限り利用できる。	記述なし
第八条：学校教員はその身分が保障されなければならない。その地位は適当に（ママ）優待されなければならない。	第六条2項：法律に定める学校の教員は全体の奉仕者であつて自己の使命を自覚し、その職責の遂行に努めなければならない。このためには、教員の身分は尊重され、その待遇の適正が期せられなければならない。
第九条：学校は国民として必要な政治的教養は教育上これを尊重されなければならない。しかし、ある特定の政党を支持したりまたはそれに反対するための政治教育その他のいかなる政治活動も行ふことができない。	第八条（政治教育）：良識ある公民たるに必要な政治的教養は、教育上これを尊重しなければならない。法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。
第十条：学校は宗教的教養を教育上において尊重しなければならない。しかし、国家または地方公共団体が設立した学校はいかなる宗教教育や宗教活動も行ふことができない。	第九条（宗教教育）：宗教に関する寛容の態度及び宗教の社会生活における地位は、教育上これを尊重しなければならない。国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。
第十一条：家庭、勤労場所その他の社会で行った教育は国家及び地方公共団体によって奨励されなければならない。国家及び地方公共団体は成人教育機関、図書館、博物館、公会堂などの施設の設立や学校施設の利用その他の適切な方法によって教育目的の実現に努力しなければならない。	第七条（社会教育）：家庭教育及び勤労の場所その他社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館等の施設の設置、学校の施設の利用その他適当な方法によって教育の目的の実現に努めなければならない。
第十二条：教育は国家の監督のもとで随行され、外部の不当な干渉は受けない。教育行政は、教育の経験と教養のある公務員によって運営されなければならない。	第十条（教育行政）：教育は、不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負って行われるべきものである。教育行政は、この自覚のもとに、教育の目的を遂行するに必要な諸条件の整備確立を目標として行われなければならない。
第十三条：本法の実施に必要な事項は他の法律で別に制定する。	第十一条（補則）：この法律に掲げる諸条項を実施するために必要がある場合には、適当な法令が制定されなければならない。

※下線部は筆者がつけたものである

図1で見れば分かるように、義務教育の年数や民族や民族教育という概念の頻繁な使用、日本の旧教育法と比べて国家のより積極的な教育介入が明記されている点に関して安浩相の考えがはっきり反映しており、単に日本の旧教育基本法を真似たわけではないことがわかる。しかし、国会議員からは両者の違いはあまり見られないと批判される。学校教育法に関しても法律の構成や内容に関しても同じであった。結局文教部草案は国会での審議を経ることもなく廃棄されることになる⁶¹⁾。

文教部の教育関連法案を廃棄したあと国会は、新たな教育法の制定に着手するようになる。1949年8月には国会の文教社会委員会において各大学の学長などの教育者を招いて教育審議会を開催する⁶²⁾。開催の翌月である9月には新たに作成した教育法の草案が完成するに至る⁶³⁾。

文教部が出した教育関連法案と教育審議会の案とはいくつかの相違があった。例えば文教部においては教育関係を教育基本法、学校教育法、社会教育法の3つに分けた文教部案とは違い、教育審議会の案は3つの法案を教育法という名称で1つに統合するものであった。さらに6・3・3・4制の導入を主張した文教部とは違い、教育審議会は小学6年、中学は普通科4年と高等科2年計6年、大学4年とする6・6・4制と小学4年、中学4年、初級大学4年の6・4・4制の2元制の導入を主張したのが主な違いであった⁶⁴⁾。文教社会委員会は教育審議会で採択された意見を参考にしつつ⁶⁵⁾、最終的に中学4年、高校3年と明記した教育法案を採択し、国会に上程する⁶⁶⁾。国会において教育法に関する審議が本格的に行われるようになるのは、10月になってからである。教育法に関して国会で様々な議論が行われたが、中でも話題になっていたのが学制問題であった。特に問題となっていたのが、中学と高校の年数問題であった。安浩相は、最初は中学校3年制を固執したが、国会と審議会の大多数が4年を希望することを知らずの主張を引き下げる⁶⁷⁾。他方で高校教育に関しては3年未満にすると科学・実業教育を十分施すには、あまりにも短いので、3年にすべきだと固執する⁶⁸⁾。こうして学制に関して議論が行われた後、最終的に高等学校4年ないし2年とすることを決定

される⁶⁹⁾。その後の諸事項に関しても議論が行われ、着々と議決が進み、11月26日には国会で教育法案が通過されるようになる⁷⁰⁾。

他方で11月26日に国会で通過された教育法案はいくつかの問題があった。特に問題となっていたのは学制による年齢の不均衡の問題であった。11月に通過された教育法によれば、中学校は一律的に4年にし、師範学校は2年および4年になっていたので、2年制の師範学校や2年制高等学校や3年制高等学校、4年制高等学校の卒業者に一律に大学1年の入学資格を認めていた。したがって3年制や4年制の高校を卒業した者は2年制の高校を卒業したものより受講年限において1、2年損をしていた⁷¹⁾。

また、中学の年数に関しても問題が生じていた。教育法においては、中学を一律4年にし、4年制の中学を卒業した者のみが高等機関の進学を認められた。しかし、当時の韓国において143校が3年制のままであり、教育法の原則では高等機関に進学できない状態に置かれており、財政状況的にも教室の増員と教員の増加は厳しい状況であった⁷²⁾。こうした点を踏まえ、文教部は1950年1月に教育法改正案を法制署に回付する⁷³⁾。また、先述の問題点を踏まえ、一部の議員も改正案を提出するようにいたる⁷⁴⁾。

安浩相が率いる文教部と一部の議員が提出した改正案に関して、1950年2月9日から議論が行われ、最終的に高校の授業年数を一律に3年とすると同時に高校と師範学校の入学資格を中学3年修了者にすることが決定され⁷⁵⁾、1950年2月13日には、教育法の改正案が国会で承認される⁷⁶⁾。さらに、国会通過の1カ月後である3月には、教育法通過に伴う、学制の整備が本格的に行われるようになる⁷⁷⁾。

しかし、1950年に改正された学制は翌年に再び改正されることになる。既に安浩相は1950年3月に文教部長官を辞任し、代わりに先述した白樂濬と人物が文教部長官に就任していた。しかし、安浩相が提案した6・3・3・4の学制を固執する方針は文教部においてそのまま継承された。文教部長官が交代した後文教部は、中学を3年制とする改正案を提出する⁷⁸⁾。文教部の改正案において学期

の初めを9月にする内容は否決されたものの中学を3年とする内容は翌年の3月7日に国会で通過され⁷⁹⁾、3月20日に正式に公布される⁸⁰⁾。改正された教育法案は同年8月に実施されるようになる⁸¹⁾。先述した文教部草案(表1)は、6年間の義務教育と6・3・3・4の単線型の学制と教育理念としての「弘益人間」を骨子とするものであったが、文教部草案の内容通りに法律が制定されたのである。安浩相が主張した6・3・3・4の学制は、紆余曲折を経たあと1951年から実施されるようになったが、彼の考えが実現できた背景には文教社会委員会を中心として行った学制変更に伴う諸矛盾による教育現場の混乱が最大の要因であった。

教育法の主な特徴は、国民学校6年間の義務教育の明記と弘益人間と民族教育という概念の導入であった。義務教育に関しては、第167条において、国民学校の6年間を明記されている。教育法を定めてから3カ月後である1950年6月1日から義務教育が実施される⁸²⁾。しかし、義務教育を実施してからわずか三週間後に朝鮮戦争が勃発し、建物の崩壊による教室不足などにより、義務教育の実施は当分後回しになる⁸³⁾。義務教育が本格的に実施されるのは朝鮮戦争が終了してからになる。

教育法のもう一つの特徴である「弘益人間」精神の導入に大きな役割を果たしたのが安浩相である。先述したように彼は文教長官に就任する前から中国や西洋などの諸概念を無批判に受け入れることを批判し、民族固有の精神を重視する考えを表明していた。安浩相が中心になって作成した文教部草案が破棄された後も彼は、新しく制定する教育法に「弘益人間」という概念を盛り込もうと試みる。

しかし、「弘益人間」の導入に関して安浩相は様々な困難に直面した。最初に直面した問題は他の教育関係者たちとの意見の食い違いであった。「5人委員会」を中心とする先述した教育審議会での教育法案の審議過程において「教育の目的をもう少し現実的で具体的に表現する際に不適切」だとして削除された⁸⁴⁾。1946年米軍政時の教育理念制定の際に「弘益人間」の導入を最初に提案した白樂濬も3年後には従来の考えを改め、「弘益人間」の概念を削除して「人類共栄」という言葉に変え

ることに同意した⁸⁵⁾。安浩相と違い、白樂濬をはじめ、他の教育関係者たちは「弘益人間」という概念にそれほどこだわりを見せなかったのである。困難に直面しつつも安浩相は「弘益人間」の概念を法律に盛り込むよう、文教社会委員会に積極的に働きかけ、結果的に「民主主義民族教育」という条文を削除する代わりに「弘益人間」は教育法案に明記されることが決定された⁸⁶⁾。しかし、国会本会議での審議過程においても困難は続いた。「弘益人間」がどういう意味かを説明してほしいという質問⁸⁷⁾や「漢文知識を持つものとしては解釈できない文字」⁸⁸⁾だとして否定的にコメントする議員も存在した。同事態は米軍政時代から「弘益人間」という概念が韓国の教育理念として導入されたのにも関わらず、一般の人々にはなじみが薄かったことを反映している。こうした国会の質問攻勢のなかで安浩相は「弘益人間」の意味や意義を説明していった。例えば1949年11月3日に国会で行われた質疑応答において安浩相は次のように述べている。

「弘益人間」というのは、入れるべきだと私が思ったので入れたものです。漢文では独特な文字が多いですが、我が国では独特な文字を使うのはかなり少ないのが現状です。「弘益人間」という文字は漢文ですが、我が国での独特性を持っているもので、いろいろみて我が国のことは置いて、西洋教育を見てもソクラテス以降17-18世紀ルネサンスや宗教改革、18世紀の新人文主義全部を見るとヨーロッパ教育理念というのが人間主義、人文主義ということが重点ですべての教育理念がそこに集中しているのです。これを見ると「弘益人間」という言葉が西洋よりももっと優秀さを持ったと見られるので、これだけはみなさんにも違う意見を言わずにそのまましてくれたらありがたいです。また、哲学的といっても哲学的で教育的です⁸⁹⁾。

「弘益人間」が数少ない韓国独特の概念であるだけでなく、哲学的にも優れている内容であるから当然採択されるべきだと主張したのである。安浩

相の積極的な働きかけが功を奏し、「弘益人間」という概念を教育法第一条に盛り込むことが国会本会議で承認されるようになる⁹⁰⁾。1950年3月や1996年に修正・改正された後も「弘益人間」概念は韓国教育理念として今日にも続いている。

このように安浩相は記事において過去の教育を批判し、韓国の固有の精神である「弘益人間」精神の強調と身分と性別に関係なくすべての国民に教育を受けさせる考えを示したが、同内容は韓国の教育理念としての「弘益人間」概念の導入と1950年代の義務教育の実施を通じて実行されていたのである。

8. お わ り に

本稿のまとめると以下である。日本の植民地支配が終わったあと朝鮮半島南部において米軍政が実施される。米軍政はわずか3年で終了したが、その間に教育に関して様々な改革が行われるようになる。安浩相は米軍政府期に導入された西洋型の個人主義教育に不満を抱き、国家を維持させるために自己犠牲の強調及び民族と思想の団結が必要であるという国家主義的な考えを表明し、それを実現させるためには教育が重要であると主張する。彼の考えは文教部長官に就任した後の学徒護国団の結成や教育法における「弘益人間」という概念の導入などでそのまま実施されるようになる。米軍政期の学制を一部修正して彼が主張した6・3・3・4の学制に関しても1949年や1950年の教育法においては変更されるようになったが、彼が文教部長官を辞任した翌年である1951年に再び改正され、彼が意図していた6・3・3・4の学制に回帰することになる。学徒護国団は1986年に完全に解散されたが、6・3・3・4の学制や教育理念としての弘益人間という概念は1996年に教育法が改正されたあともそのまま温存されている。

本稿の目的は、解放期に教育思想に関して安浩相がどのような考えを持ち、教育法制定と実際の政策において自らの考えをどれほど実現させたのかを検証することであった。同問題点を踏まえて筆者は、安浩相は韓国の教育法制定と教育政策において大きな影響を及ぼしたのではないかという

仮説を提示した。同仮説に基づいて分析を行った結果、安浩相は解放期から6・3・3・4制の学制や「弘益人間」概念の導入、民族主義教育や男女平等教育、ハングル使用の奨励について一貫した考えを持っており、実際の法律制定や教育政策として文盲退治運動とそれに伴うすべての門盲者を対象としたハングル教育の実施、義務教育の導入、学徒護国団の設立において彼の考えが反映されたことが明らかになった。

それでは安浩相が主張した民族主義教育は教育法が制定されたあとの1950年以降の実際の教育においてどれほど実現されるようになったのか。また、1950年に文教部長官を辞任したあと安浩相はその後の韓国の教育に具体的にどう関わっていったのか。以下の2点を明らかにすることを今後の課題にしたい。

注

- 1) 洪徳昌,「日帝植民地下の初等教育政策」(原語韓国語),『論文集』第2巻,1982年,57頁。
- 2) キム・ギョンマン,「米軍政の教育政策と普通教育体制の樹立」(原語韓国語),延世大学校大学院修士学位論文,2014年,6頁。
- 3) たとえば教育令が改正されるにつれ,初等教育機関における朝鮮語教育は徐々に減っていき,第四次教育令においては,朝鮮語授業が廃止されるようになる。また,地理や歴史の授業に関しても朝鮮半島のものではなく,日本の地理や歴史の教育が施された。さらに日本の小学校と同じように修身の授業が設けられ,教育勅語や皇国臣民誓詞の内容が教えられた。日本植民地時代の教育政策の特徴及び初等教育のカリキュラム(時間割)は洪徳昌(1982)の論文に掲載されている統計を参照。
- 4) 「ホッジ中将指揮下の進駐軍が仁川から入京」(原語韓国語),『毎日新報』,1945年9月9日。
- 5) 「ホッジ,記者会見において米軍施政方針を発表」(原語韓国語),『毎日新報』,1945年9月12日。
- 6) 「アーノルド,国立初等学校を9月24日に開校すると発表」(原語韓国語)『毎日新報』1945年9月16日。
- 7) キム・ギョンマン,前掲書,32頁。
- 8) 「軍政丁学務局,新教育方針を各道に提示」(原語韓国語),『毎日新報』(原語韓国語),1945年9月18日。「軍政丁学務局,当面の教育方針決定」(原語韓国語),『毎日新報』,1945年9月22日。
- 9) キム・インヒ,『韓国新教育の発展研究』(原語韓国語),韓国精神文化研究院,1984年,101頁。
- 10) イ・ギホン,「統監府時代(1905-1910)と米軍政

- 時代(1945-1948)の教育政策比較研究」(原語韓国語), 全南大学校大学院修士学位論文, 1990年, 46頁.
- 11) 同上
 - 12) キム・ギョンマン, 前掲書, 31頁.
 - 13) 「教育審議本会議, 教育理念審議」, 『東亜日報』(原語韓国語), 1945年12月20日.
 - 14) 中学と高校が明確に分かれている今日とは違い, 明確に分かれていなかった.
 - 15) イ・ギホン, 「統監府時代(1905-1910)と米軍政時代(1945-1948)の教育政策比較研究」, 全南大学校大学院修士学位論文, 1990年, 42頁.(原語韓国語)
 - 16) 安浩相, 「建国期の教育論」(原語韓国語), 『革命』, 1946年1月, 18-19頁. なお, 同文書においては教育者の態度についても言及し, 教育者はいかなる党派性や主義, 先入見をもって生徒を教育させてはいけないと述べている.
 - 17) 安浩相, 「民族教育を掲げる」(原語韓国語), 『新教育』第一号, 1948年7月, 21-22頁.
 - 18) 安浩相, 「民族教育の方向」(原語韓国語), 『大潮』, 1948年8月, 94頁.
 - 19) 同上
 - 20) 李吉相・呉萬錫編, 『韓国教育史料集成米軍政篇』, 韓国精神文化研究員, 1997年, 452 - 453頁.(原語韓国語)
 - 21) 鄭泰秀, 『光復3年韓国教育法制定史(1945~1948)』, 叢智閣, 1995年, 145頁.(原語韓国語)
 - 22) 吳天錫, 『韓国新教育史』, 現代教育叢書出版社, 1964年, 401頁.(原語韓国語)
 - 23) 「各長官の施政方針演説」(原語韓国語)『第1回第82次国会定期会議速会記録』1948年10月5日.
 - 24) 「文教部, 義務教育完成6か年計画(1949年~1956年)を樹立」(原語韓国語), 『施政月報』第二号, 1948年12月, 108-110頁.
 - 25) 安浩相, 『一民主義の本質』(原語韓国語), 一民主義研究院, 1950年, 52頁.
 - 26) 韓国でハングルが発明されたのは, 朝鮮時代(1392年-1910年)初期である1443年であったが, ハングルは卑しい身分の人や女子のみが使う卑しい文字だとして両班の人たちには長らく無視されていた.
 - 27) 安浩相, 『一民主義の本質』(原語韓国語), 一民主義研究院, 1950年, 53頁.
 - 28) 同上.
 - 29) 同上.
 - 30) 安浩相, 『一民主義の本質』(原語韓国語), 一民主義研究院, 1950年, 54頁.
 - 31) 同上.
 - 32) 安浩相, 『一民主義の本質』(原語韓国語), 一民主義研究院, 1950年, 56頁.
 - 33) 安浩相, 『一民主義の本質』(原語韓国語), 一民主義研究院, 1950年, 59頁.
 - 34) 安浩相, 「わが国の進路と文教行政の動向」(原語韓国語), 『新教育』, 1949年6月, 2頁.
 - 35) 「安文教科長官の訓話」(原語韓国語), 『週報』第27号, 1949年10月5日.
 - 36) 「教育理念の確立」(原語韓国語), 『週報』第23号, 1949年9月7日, 5頁.
 - 37) 「教育理念の確立」(原語韓国語), 『週報』第23号, 1949年9月7日, 6頁.
 - 38) 「教育理念の確立」(原語韓国語), 『週報』第23号, 1949年9月7日, 7-8頁.
 - 39) ウン・ヒニョン, 「安浩相の国家至上主義と『民族的民族教育論』」(原語韓国語), 『中央史論』第43集, 2016年, 119頁.
 - 40) 安浩相, 「学生と思想」(原語韓国語), 『白民』, 1948年7月, 32頁.
 - 41) 安浩相, 「学生と思想」(原語韓国語), 『白民』, 1948年7月, 33頁.
 - 42) 安浩相, 「学生と思想」(原語韓国語), 『白民』, 1948年7月, 22頁.
 - 43) 安浩相, 『一民主義の本質』(原語韓国語), 一民主義研究院, 1950年, 99頁.
 - 44) 学徒護国団とは, 国防部和文教部が中学校から大学までの学生の全員を対象に思想の統一と有事の際の郷土防衛を目的として組織した学生団体である.
 - 45) 「五万民兵組織. 米人顧問は必要数だけ」(原語韓国語), 『朝鮮日報』, 1948年10月30日.
 - 46) 「時局収拾対策に関する決議案」(原語韓国語), 『第1回第102次国会定期会議速記録』, 1948年11月12日.
 - 47) 「各地で護国団組織」(原語韓国語), 『京郷新聞』, 1949年2月23日.
 - 48) 「道学徒護国団結成」(原語韓国語), 『京郷新聞』, 1949年2月26日.
 - 49) 「四万学徒参集. 中央学徒護国団結集」(原語韓国語), 『京郷新聞』, 1949年4月23日.
 - 50) 「国家の干城学徒護国団の結成」(原語韓国語), 『週報』第4号, 1949年4月27日.
 - 51) 「学徒護国団結成の意義」(原語韓国語), 『朝鮮教育』, 第三巻第三号, 1949年, 6-7頁.
 - 52) 「安浩相文教部長官, 学徒護国団以外の学生団体は解散すべきであると警告」(原語韓国語), 『国土新聞』, 1949年12月31日.
 - 53) 「学徒護国団の再建」(原語韓国語), 『京郷新聞』, 1975年5月21日.
 - 54) 「民衆大学校も開設」(原語韓国語), 『東亜日報』, 1949年8月1日.
 - 55) 「文盲退治運動」(原語韓国語), 『東亜日報』, 1950年4月23日.
 - 56) 「文盲未だに五百萬」(原語韓国語), 『京郷新聞』, 1950年2月5日.
 - 57) 「文盲退治に拍車」(原語韓国語), 『京郷新聞』, 1953年11月24日.
 - 58) 「文教部, 教育基本法・学校教育法の内容を確定」(原語韓国語), 『連合新聞』, 1949年2月15日.
 - 59) 「國務會議, 教育基本法及び学校教育法を国会に回付」(原語韓国語), 『ソウル新聞』, 1949年3月31日.
 - 60) 文教部草案の原文に関しては1949年1月22, 23, 25, 25日に自由新聞の記事を, 日本の旧教育基

- 本法の原文は文部科学省のホームページに掲載されている原文を参照。
- 61) オ・ソンチョル,「韓国教育法制定の特質——教育理念と学校行政を中心に——」(原語韓国語),『韓国教育史学』第36巻第4号,2014年,137頁.
 - 62) 「国会文教社会委員会,教育委員たちの参加のもとで教育法案を審査」(原語韓国語),『ソウル新聞』,1949年8月25日.
 - 63) 「初級大学(ママ)は4年,高等学校,専門校案廃棄」(原語韓国語),『自由新聞』,1949年9月4日.
 - 64) 「学制は664・644二本制に,学期初は4月に変更」(原語韓国語),『自由新聞』,1949年9月15日.
 - 65) 「国会文教社会委員会,教育法審議会討議結果を土台に教育法案文化案を確定」(原語韓国語),『東亜日報』,1949年9月19日.
 - 66) 「国会の文教社会委員会,教育法案を通過」(原語韓国語)『ソウル新聞』,1949年10月15日.
 - 67) 「大韓民国教育法案第二読会」(原語韓国語)『第5回48次国会定期会議速記録』1949年11月23日.
 - 68) 同上.
 - 69) 「第5回49次国会本会議,高等学校教育年限を2年と4年にする教育法案票決通過」(原語韓国語),『東亜日報』,1949年11月25日.
 - 70) 「第5回51次国会,教育法案を通過」(原語韓国語),『東亜日報』,1949年11月27日.
 - 71) 教育法の問題点に関しては,「3つの教育法改正案の内容」(原語韓国語),『自由新聞』,1949年2月5日の記事内容を参照.
 - 72) 「教育法改正法律案第一読会」(原語韓国語),『第6回27次国会定期速記録』,1949年2月10日.
 - 73) 「文教部,教育法改正案を法制署に回付」(原語韓国語),『自由新聞』,1950年1月5日.
 - 74) 「教育法改正法律案第一読会」(原語韓国語),『第6回27次国会定期速記録』,1949年2月10日.
 - 75) 「教育法改正法律案第一読会」(原語韓国語),『第6回27次国会定期速記録』,1949年2月10日.
 - 76) 「第6回29次国会本会議,教育法改正案を通過」(原語韓国語)『自由新聞』1950年2月14日. 上述した内容のほかにも大学を初級大学(4年)と大学(4年ないし6年)に区別し,中学4年を修了した者に初級大学に入学する資格が与え,大学には師範学校と高校を卒業した者に資格を与えることが決定される.
 - 77) 「各級・学校の改編準備本格化」(原語韓国語),『自由新聞』,1950年3月9日.
 - 78) 「中学三年,初大四年,学年初を九月一日に変更」(原語韓国語),『京郷新聞』,1950年11月18日.
 - 79) 「教育法中改正法律案第二読会」(原語韓国語),『第10回40次国会定期速記録』,1951年3月7日.
 - 80) 「教育法改正案公布」(原語韓国語),『釜山日報』,1951年3月24日.
 - 81) 「文教部新学制実施」(原語韓国語),『大邱毎日新聞』,1951年8月22日.
 - 82) 「初等教育義務教育実施」(原語韓国語),『京郷新聞』,1950年6月2日.
 - 83) 「うやむやになった義務教育」(原語韓国語),『連合新聞』,1952年1月17日.
 - 84) 吳天錫,『民主教育を志向して』,光明出版社,1960年,312頁.(原語韓国語)オ・ソンチョル,前掲書,147頁から再引用.
 - 85) 鄭泰秀,『韓国教育基本法成立史』,叡智閣,1996年,140頁.(原語韓国語)オ・ソンチョル,前掲書,147頁から再引用.
 - 86) 吳天錫,前掲書,310-311頁. オ・ソンチョル,前掲書,147頁から再引用.
 - 87) 「大韓民国教育法案第一読会」(原語韓国語)『第5回28次国会定期会議速記録』1949年10月31日.
 - 88) 「大韓民国教育法案第一読会」(原語韓国語)『第5回31次国会定期会議速記録』,1949年11月3日.
 - 89) 同上.
 - 90) 教育法的第一条は以下のようなものになっている。「大韓民国教育は弘益人間の理念のもとすべての国民の人格を完成させ,自主的生活能力と公民としての資質を持たせることで民主国家の発展に奉仕し,人類共栄への理想の実現に寄与することを目的とする」

The research of the An Ho-san's Educational Activities —— around the time between 1945 and 1950 ——

Kento TAKASHIRO

Graduate School of Human and Environmental Studies,
Kyoto University, Kyoto 606-8501 Japan

Summary This article is researched about the educational ideas of An Ho-san who is the first education minister in Korea. Especially, it is to analyze An Ho-san's thoughts on education from 1945 to 1948, the year of liberation from Japan's colonial rule, and researched how much realized his ideas into actual law for two years before stepping down after taking office as education minister.

The author suggested that An Ho-san's idea was largely realized in the establishment of educational laws and student organizations. As a result of the analysis based on this hypothesis, it became clear that he had a consistent idea about the introduction of the 6/3/4 school system, the concept of "Hongik Ingan" and nationalist and compulsory education, and his idea was reflected in the actual legislation, the promotion of the eradication of literary blindness and the use of Hangul as a policy, and the establishment of a student protection group.